



みやーもと先生の「できる消費者」パーフェクトガイド



契約クイズ こんなとき君ならどうする？



契約クイズ こんなとき君ならどうする？



契約クイズ こんなとき君ならどうする？



契約クイズ こんなとき君ならどうする？

「支払わないと自宅にうかがいます」
とか「訴訟を起こします」とか
書いてあるのよ。
どうしよう…。

どうしたらいいか全然
わかんないよ。
誰に相談すれば
いいんだろう？



さてさて、困りましたね～。
どのように対応したら良いのでしょうか
こんなとき、君ならどうする？
次のA, B, Cから選んでください。

選択肢へ →



契約クイズ こんなとき君ならどうする？



さあ、こんな時君ならどうする?
下のA, B, Cの中から、答えを選んでね！



A

代金を払わなければならない。

ミ力さんは自分の意思で着メロを利用しました。おそらくどこかに有料という説明があったはずそれをきちんと読まずに利用したのですから、契約は成立しています。3万円は高いけど、仕方ありませんね。

B

請求は無視するべきである。

ミ力さんは有料サイトに入会する意思を持っていないので、契約は成立せず、利用料金や滞金を支払う必要はありません。画面に何が書かれているも、無視して放っておけばよいのです。

C

業者に契約内容の確認を行うべきである。

ミ力さんは知らない間に契約の意思を相手に示しているかもしれません。そうなると滞金が発生することもありますから、すぐサイトの業者に連絡して確認すべきです。連絡はメールでも電話でも構いません。

契約クイズ こんなとき君ならどうする？



正解は

B



架空・不当請求なので、無視しましょう。

解説

これは「架空・不当請求」。

振り込め詐欺の一種ともいえる。契約する気がなくとも、「支払わなければいけないのかな？」と不安になる消費者の心理を利用した悪質なものだ。

「契約」は両者の意思が合致してはじめて成立する。ミカには契約の意思がないんだから契約は成立しないし、お金を支払う必要もない。どこかに有料という説明があったとしても、「確認画面」で承諾のボタンを押さなければ契約は成立しない。だから、金銭を請求されても無視すればOK！



ID番号が書かれているても、それは業者が勝手につけたもの。サイトにアクセスしただけでは、個人情報は伝わらない。メールアドレスは、携帯電話の「メールアドレス表示機能」を利用して表示させているだけだ。自分で送信しなければ、実際に請求されることは、まずあり得ない。

不安だからといって業者に連絡を取るのは×。連絡するとさらに脅されたり、うまい言葉で本当に個人情報を奪われたりする。相手は手当たり次第に請求しているから、無視していれば何も言ってこない。

それでも不安なときは、消費生活センターに相談すること。そのときは、問題の画面を保存しておこう。

●窓口など

●消費生活総合センター相談窓口

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/mokuteki/sodan.html>

●インターネット安全・安心相談（警察庁）

<http://www.cybersafety.go.jp/>

●詳細な個人情報を掲載した携帯メールにご注意！（国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/keitai_tyui.html

●ネットDKEIしちょう（警視庁）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kouhoushi/net/net1.htm>

さあ、ここで学習！

君たちの身近な出来事からも、「契約」は発生しているんだ。



契約の成立

例えば、お客様が洋服を3万円で買いたいと言い（申込）、店員がその洋服を3万円で売ると言えば（承諾）、合意があったとして契約が成立します。（これを法律上では「意思表示の合致」といいます。）

契約が成立すると、その契約に従う義務が発生します。
お客様は代金を支払う義務を負い、お店は商品を渡す
義務を負います。



お客様には商品を受け取る権利があり、お店には代金を
受け取る権利があるともいえます。

意思主義

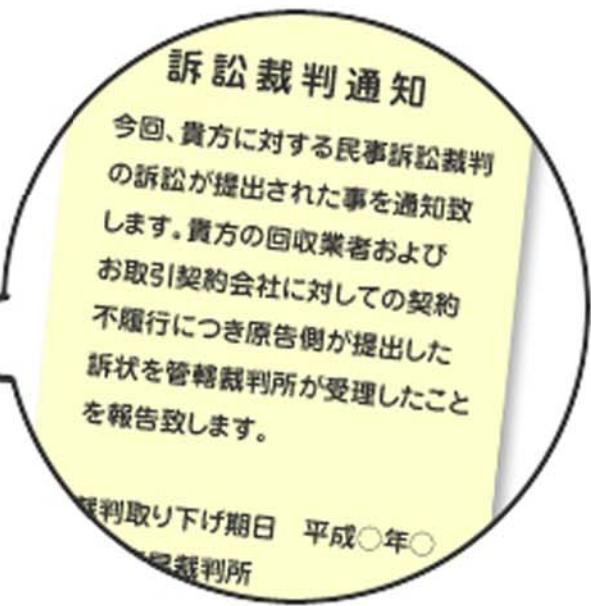
契約は「意思表示の合致」により成立するため、お客様に買う意思、もしくは買うという意思表示がない場合は、契約が成立したとはいえず、契約による義務は発生しません。当事者（お客様と店員）の約束または合意があって初めて、契約に法的な拘束力が与えられます。



応用問題に
チャレンジだ！



応用チャレンジクイズへ



ミカ：なにこのハガキ！？「簡易裁判所」「訴訟裁判通知」って書いてある。

トール：架空請求ってやつじゃないの？たしか、みやーもと先生が無視しなさいって言ってたよね。

.....



さあ、こんな時君ならどうする？
以下のA, B, Cの中から、答えを選んでね！



A

代金を払わなければならない。

B

とんでもない、架空請求なので無視すればよいのです。

C

本当に裁判所からの書面なのか、確認する必要があります。

.....



正解は

• C •

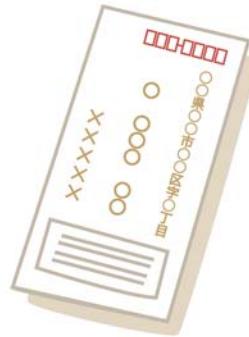


本当に裁判所からの通知か確認する必要があります。

解説

架空請求を受けた場合は、業者に直接連絡を取ってはいけないのですが、「裁判所」からの通知の場合は別です。

いかにも裁判所からのような内容の架空請求を行う業者もいます。しかし、中には架空請求なのに本当に裁判を起こすこともあるのです。



業者が本当に裁判所に申し立てを行うことによって、裁判所から書面が届いた場合、そのまま放置すると業者の請求が認められてしまいます。「支払督促」という裁判手続は、普通の訴訟よりも簡単なので、悪質な業者がこの方法を使うことがあります。支払督促の通知を受け取ってから2週間以内に異議の申し立てを行わないと、業者の架空請求が正しい請求になってしまうのです。

「裁判所」という文字が書かれた書類が届き、それが裁判所を偽っただけのものか、本物のか判断に迷った時は、まず、消費生活センターや法律家などにその書面を見てもらうことが必要です。

なお、見分け方の一つとして、裁判所からハガキで出廷命令がくることはありません。裁判所からの支払督促は、「特別送達」という特別の郵便で送られ、郵便職員から名宛人に直接渡され、「郵便到達報告書」というものに署名か印鑑を求められます。



●窓口など

●支払督促を受けた方へ(裁判所)

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/minzi/minzi_04_02_15.html

●本当の通知かどうかの見分け方ー通知の形式からー (法務省民事局)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji68-3.html>